

## 1. 利用料金

- ① 利用者がまだ（要介護・要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。（要介護・要支援）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、（居宅・介護予防）サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うための必要事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。また、利用者は、介護保険算定基準に基づき保険給付の対象とならないサービスを受けた場合利用料の全額を事業者を支払うものとします。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

### （1）介護保険基準サービス

#### ① サービス利用料金（\*1日につき）

下記の単位数から、所定単位数（利用者の要介護度に応じた単位数と各種算定された加算を加えた単位数）に、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を上乗せし、地域区分「その他」であるため10円を乗じた額をサービス利用料金とします。その内、介護保険自己負担分（1割または2割）をお支払い下さい。

なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

#### 【指定短期入所生活介護】

（単位：単位数）

区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	579	646	714	781	846
多床室	599	666	734	801	866
・送迎加算（片道）184 ・機能訓練体制加算12 ・個別機能訓練加算56 ・療養食加算23 ・看護体制加算（Ⅰ）4（Ⅱ）8 ・夜勤職員配置加算（Ⅰ）13 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰイ）18（Ⅰロ）12（Ⅱ）6（Ⅲ）6 ・認知症行動、心理症状緊急対応加算200 ・緊急短期入所受入加算90 ・医療連携強化加算58 ・若年性認知症利用者受入加算120 ※連続して30日を越えて利用する場合、30日を越えてからの利用は、1日につき30単位が減算されます ※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）利用する所定単位数に5.9%が上乗せされます					

#### 【指定介護予防短期入所生活介護】

（単位：単位数）

区分	要支援1	要支援2
従来型個室	433	538
多床室	438	539
・送迎加算（片道）184 ・機能訓練体制加算12 ・個別機能訓練加算56 ・療養食加算23 ・緊急短期入所受入加算90 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰイ）18（Ⅰロ）12（Ⅱ）6（Ⅲ）6 ・認知症行動、心理症状緊急対応加算200 ・若年性認知症利用者受入加算120 ※連続して30日を越えて利用する場合、30日を越えてからの利用は、1日につき30単位が減算されます ※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）利用する所定単位数に5.9%が上乗せされます		

【 指定短期入所生活介護 】・【 指定介護予防短期入所生活介護 】

② 滞在費・食費

利用者の区分に応じた滞在費・食費をお支払い下さい。なお、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額をお支払い下さい。

③ 食費

朝食 260円、昼食 620円、夕食 500円（1日1,380円）

利用者の区分に応じた食費をお支払いください。なお、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。

(単位：円)

対象者		区分	滞在費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護の受給者の方等		利用者負担 第1段階	0	320	300
市 民 税 及 び 世 帯 全 員 が あ っ て	本人が老齢福祉年金受給者の方				
	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等				
	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	利用者負担 第3段階	370	820	650
上記以外の方		利用者負担 第4段階	840	1,150	全額自己負担

〈介護保険負担限度額認定について〉

滞在費及び食費については、所得に応じ利用者負担の上限額が設定されています。利用者負担段階に応じた負担限度額を自己負担で支払い差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されます。(市への申請が必要です)

(2) 介護保険基準外サービス

【 指定短期入所生活介護 】・【 指定介護予防短期入所生活介護 】

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。(単位：円)

・希望により利用するサービスの自己負担分	実費
・その他の費用	実費